

## 納税義務者を誤って申告した方へ（所有者課税⇔使用者課税）

過去の申告で、納税義務者の申告書を所有者と使用者で誤って申告してしまい、次年度以降に届く自動車税の変更を願い出る際には、「納税義務者変更の申し立て」を提出していただいていたのですが、自動車税環境性能割の廃止に伴い、令和8年4月から「納税義務者変更の申立書」を廃止し、「納税義務者の変更」の税申告による手続きへと変更しました。

### 【変更事項】

（旧）「納税義務者変更の申立書」（郵送による提出、窓口来所等）

（新）自動車税申告「納税義務者の変更」

（※自動車税事務所の申告窓口提出のみ）

○添付書類 ※申告窓口で掲示してください

- ・ 車検証記録事項の写し
- ・ リース契約書、売買契約書の写し

（リース契約、割賦契約が確認できるもの）

### 【留意事項】

- ・ 納税義務者の変更は窓口での税申告のみ受け付けます。  
税申告のため、郵送では受付できませんのでご注意ください。

自動車税事務所課税審査係  
058-279-3781（自動音声5番）